

港湾請負工事積算基準の準用について

令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県県土整備部港湾課

県土整備部が発注する港湾工事の積算については、国土交通省の積算基準書等を準用することとしておりますが、基準等の一部改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 準用する基準書の取扱い

- (1) 令和 6 年度港湾請負工事積算基準のうち、単価表 単－10（船舶供用係数（ α ）並びに就業時間別船員供用係数（ β ））については、令和 7 年 2 月 28 日付け国港技第 122 号「港湾請負工事積算基準について」単価表 単－10 を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和 7 年 3 月から適用する就業時間別船員供用係数（ β ）について」を参照）
- (2) 令和 6 年度港湾請負工事積算基準のうち、第 3 部 第 3 編 1 節 2. 積算価格の内訳 2－4 諸経費については、令和 7 年 2 月 28 日付け国港技第 122 号「港湾請負工事積算基準について」第 3 部 第 3 編 1 節 2. 積算価格の内訳 2－4 諸経費を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和 7 年度 港湾請負工事積算基準の一部改定について（令和 7 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事及び令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する業務から適用〔対比表〕（2／28 公表）」を参照）

2 適用基準日

上記については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和 7 年 4 月 1 日」以降のものから適用する。

3 問い合わせ先

港湾課 港湾担当 T E L : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 9 0

E-mail : kowan@pref.miyazaki.lg.jp